

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 2 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800084 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 28 年 2 月 29 日まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

平成 28 年 2 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された平成 28 年分給与所得の源泉徴収票 (写) 及び事業主の陳述により、請求者は請求期間において、A 事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された平成 28 年 2 月分給料支払明細書 (写) において、厚生年金保険料が 1 か月分控除されていることが確認できるものの、事業主は、給与からの保険料控除方法は翌月控除であり、請求者の請求期間に係る保険料については、控除していない旨回答している。

また、請求者は、平成 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できるところ、請求者から提出された給料支払明細書によると、同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年 5 月分の給与から保険料が控除されていることが確認できる上、A 事業所の会計業務の委託先である税理士事務所から提出された請求者に係る賃金台帳 (写) においても同様の保険料控除の状況が確認でき、保険料控除方法は翌月控除であることが確認できることから、前述の平成 28 年 2 月分給料支払明細書 (写) において控除されている保険料は同年 1 月分であり、請求期間の保険料であったとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。